



WEBサイト掲載企業募集中!

インターンシップ・就業体験情報の掲載～申込みまでをサポート

WEBサイトを活用した受け入れまでの流れ

WEBサイトに実施日を掲載することで、日程調整にかかる時間を削減できます!

- ① WEBサイトにインターンシップ・就業体験のプログラム内容を掲載します
- ② 学生は参加したいプログラムへWEBサイトから申込みを行います
- ③ 申込み状況を事務局で取りまとめ、企業へ学生情報を共有します
- ④ 企業から学生へ実施に向けて調整の連絡を行います

インターンシップ・就業体験等 実施!!

掲載
無料

WEBサイトへの掲載期間

第1回目(夏季プログラム)掲載期間:掲載終了しました

第2回目(冬季プログラム)掲載期間:令和7年11月上旬～令和8年3月下旬(予定)

WEB掲載申込みはこちらから→



掲載条件

- (ア) 本事業の目的を十分に理解していること
目的:山梨県内でのインターンシップ・就業体験を通じて、学生のキャリア形成を支援し、学生が県内企業の魅力や自己の特性を理解することで、県内就職やU・Iターン就職につなげていくこと
- (イ) 山梨県内に事業所・事務所を有する企業・団体等であり、県内での実習が可能であること
- (ウ) 青少年の健全な育成の観点から不適切な業種・業態でないこと
- (エ) 実習生が適切に職場実習を行えるように労働安全衛生法、その他法律に定めた基準と、同等の安全及び衛生等に配慮できること
- (オ) 本事業により知り得た学生の個人情報を利用し、電話・メール・SNS等を用いた私的なやりとりは行わないこと
- (カ) 政府が発表した就職・採用活動日程に関する考え方(いわゆる「就活ルール」)に従って、本事業を行うこと
- (キ) その他、インターンシップ・就業体験の実施に当たって以下の必要な要件を満たすこと
 - ・受入企業は、期間満了までの実習の実施に努めなければならない
 - ・1日の実習時間は8時間以下とする
 - ・本事業は、受入企業での労働力確保を目的としたものではなく、学生と受入企業との間に使用従属関係は存在しないものであり、作業等の強要や時間外の実習等、本事業の趣旨を逸脱したプログラムではないこと
 - ・受入企業は、学生にインターンシップ等のプログラム以外(アルバイトや私的な飲食会等)の案内を行わないこと
 - ・受入企業は、実習に必要な場合を除き学生に金銭、有価証券その他貴重品の取り扱いをさせないこと
 - ・受入企業は、学生に自動車等の車両の運転をさせないこと
 - ・受入企業は、学生から本事業の実施に関し、金銭などを受け取ってはならないものとする